

# ジャパン トラック ショー 2020

## 出展規約

### 第1条 目的と規約の遵守

- この出展規約はジャパン トラック ショー（以下、展示会とする）を主催する一般社団法人国際物流総合研究所（以下、主催者とする）と出展社に関する事項を定めるものである。
- 出展社は、出展申込みおよび出展にあたって本規約を遵守するほか、主催者が発行する印刷物（「出展のご案内」、「出展の手引き」など）に記載されたその他の展示会規約を遵守することに同意するものとする。ただし、特に運営における判断上やむを得ない事情が生じた場合、主催者は各規定を変更することができる。

### 第2条 出展物の範囲

出展物は以下の範囲とする。大型、中型、小型、軽の各種トラック、およびトレーラ、特装車、特種車、作業車等の商用車、それらに関連する機器、部品、用品、資材、物流機器、通信機器、IT、ソフトウェア、整備機器・中古車等。また、主催者が本展示会の目的に合致するものと認めた製品等。

### 第3条 高さ・重量制限

展示会場設備の構造上、展示物・施工物の高さを以下のとおりとし、原則としてこれらを越える展示・装飾を禁止する。出展社は自身の行う展示準備作業に対して事故防止のための処置を講じ、主催者が危険と判断した場合、その作業を制限もしくは中止させることができる。

・基礎小間／ミニ小間	展示物・施工物ともに高さ 2.7m 以内
・スペース渡し（独立小間／島小間）	展示物・施工物ともに高さ 6m 以内
・スペース渡し（隣接小間）	展示物は高さ 6m 以内、施工物は高さ 4m 以内
・屋外ピロティ	展示物・施工物ともに高さ 4m 以内

出展物単体の重量は原則 45t 以下、1 m<sup>2</sup>あたり床面は 5t 以下とし、その他については、パシフィコ横浜展示ホール利用マニュアルに準拠するものとする。

### 第4条 搬出入について

- 出展社は、主催者が出展社説明会において配布する「出展の手引き」で指定された時間内で展示の設営と撤去作業を完了するものとする。尚、搬出入計画の都合上、展示物の大小などにより別途搬出入時間を通知する場合がある。
  - 前項の規定にかかわらず、出展社の設営作業時間延長の要請を主催者が認める場合は、主催者が別途定める時間外作業時間の手続き・延長料金の支払いをもって作業することができる。
  - 会場の搬出入口のサイズは以下のとおりとし、搬出入口を通過のできない大型展示物については、屋外会場を利用するものとする。
- 搬出入口寸法 W5.0m × H4.5m（屋内会場 A・B・C・D ホール内に計 13 か所）

### 第5条 出展申込方法と申込期限

- 出展社は、展示会の小間および主催者が企画するその他のコーナーなどの出展申込に必要事項を記入登録の上、主催者に提出するものとする。出展申込受領後、事務局より出展申込完了通知を E-mail にて連絡するものとする。この出展申込完了メール本文中の申込日に記載された期日を出展契約締結日とし、出展社は出展小間料および主催者が企画するその他のコーナーなどの支払い義務を負うものとする。
- 申込締切日は「出展のご案内」に記載されている期日を期限とする。
- 前項の規定にかかわらず、主催者は、予定小間数に達し次第、申込を締め切ることができる。
- 査証発行が必要な諸外国から出展の場合、出展の申し込みならびに招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類の作成・申請は、日本に登記された出展社の支店や出展社が委託する代理店等によって行うものとする。
- 主催者はいかなる理由があっても日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書等を出展社に対して発行しないものとする。

### 第6条 共同出展

- 二社以上の出展社が同じ展示スペースを相互利用して出展する場合は、契約する出展社が代表出展社となり、残りの出展社は共同出展社となる。
- 代表出展社は、共同出展社名を出展申込時に主催者へ通知するものとする。
- 代表出展社は、共同出展社の分もあわせて出展小間料の支払いを行うものとする。
- 代表出展社は、主催者からの諸連絡、配布物を取りまとめ共同出展社に通知連絡するものとする。
- 主催者は、代表出展社および共同出展社名を出展社一覧および出展社情報に掲載するものとする。

### 第7条 小間の割当てと配置

主催者は、出展社の出展実績や申込小間面積に基づき展示小間の割当てと配置を決める権利を有し、展示効果の向上を図るために必要に応じて、小間面積の変更や再配置をする権利を有する。

### 第8条 小間の転貸などの禁止

出展社は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできない。

### 第9条 出展上の責任と賠償

- 出展準備から撤去までの全期間を通じ、出展物の保護については出展社が責任を負うものとし、天災等の不可抗力による紛失、および会場内で発生した事故等による滅失あるいは毀損について、主催者は賠償の責任を負わないものとする。
- 出展物の搬出入、施工、実演等において、事故発生防止の見地より主催者が危険と判断する場合においては、その作業方法の継続の制限、変更もしくは中止を求めることがある。
- 出展社の出展ならびにそれに付随する一切の行為によって事故が発生したときは、損害賠償その他の一切の責任は出展社に帰属することとする。

### 第10条 展示上の諸制限

- 会期中、出展社は屋内会場の展示ホール内で車両のエンジンをかけてはならない。また、高圧ガス保安法によりプロパンガス等は、屋内会場に持ち込むことを禁ずる。天然ガス自動車、LPガス自動車、燃料電池自動車等は、事前に事務局に一報を入れるものとする。
- 出展社は、展示物について説明できる説明員を展示小間内に常駐させ、出展物の管理や来場者との対応等を行うものとする。
- 出展社は、騒々しい電気装飾を利用した展示や音響システム、展示物への過度の照明、異臭を放つ展示物の陳列など、来場者、隣接小間に對して迷惑となる行為をしてはならない。また出展社は、すべての音響システムに音量規制ができるよう備えておくものとする。
- 主催者は、出展社の行為が来場者や隣接小間に對して迷惑となると判断した場合、それらの行為を規制もしくは中止させることができる。主催者が必要と認めた時は、次回以降の出展社の出展申込を断ることができる。
- 出展社は、デモンストレーション等を行う場合、自社小間内もしくは聴衆者を収容できる場所を別途用意するものとする。
- 主催者は、出展社が通路をはみ出して展示したり、隣接小間に對して障害・妨害となるような展示行為を禁止する。
- 主催者は、出展社が開催中に展示目的と違う活動を実施することを禁止する。
- 隣接小間との間仕切り、およびバックパネルについては、主催者が出展社説明会において配布する「出展の手引き」に従い出展社の費用負担で施工する。

### 第11条 出展社の常駐と夜間警備

会期中、および搬出入時において、出展社は必ず自社ブース内に常駐し、自らの責において出展物の管理にあたるものとする。なお、会期中及び出展物搬入後の一般的な夜間警備については、主催者委託の専門警備会社によって実施するものとし、夜間警備時間は通常午後 6 時から翌朝 10 時までとする。

### 第12条 残留物品の責任

搬出入時、会期中に出展社が自社小間内で発生した残材やゴミを、小間内、または通路等に放置した場合は、相当分の撤去分に要した費用を申し受けるものとする。

### 第13条 展示会開催の変更または中止

- 天災、火災、その他の不可抗力の原因に基づき、主催者は会期の変更または開催の中止をすることができるものとする。
- 主催者は、これによって生じた出展社の損害を補償する義務を負わず、また出展社は主催者への損害賠償請求権を放棄するものとする。
- 主催者が、会期の変更または開催の中止を行う場合、出展社が支払った出展小間料金から準備費を含めた必要経費を差し引いた後の残金を出展社に返金するものとする。

### 第14条 出展の取り消しまたは小間の拡大縮小

- 出展社は、出展を取り消す場合または小間面積を拡大縮小する場合、書面にて主催者に通知するものとする。
- 出展申込締め切り日（2019年11月30日）を過ぎての出展解約および小間種別の変更・面積の縮小については、下記の条件でキャンセル料が発生するものとし、出展社が主催者に支払うものとする。キャンセル料には消費税を加算するものとする。
  - 会期初日（2020年5月28日）より起算して90日（2020年2月28日）以前の場合：出展料の50%
  - 会期初日（2020年5月28日）より起算して91日（2020年2月29日）以降の場合：出展料の100%

### 第15条 支払期日とその他の費用

- 出展社は、主催者が発行する出展料金請求書を受理次第、「出展のご案内」に記載された期日【2019年12月31日】までに振込手数料を負担の上、請求額を指定金融機関口座に振込み、主催者に支払うものとする。
- 出展社の支払が期日までに実行されず、著しく滞ると主催者が判断する場合、主催者は出展社の出展申込を解約する権利を有する。
- 屋内・屋外会場における「スペース渡し」の出展小間料金は、展示に必要な壁面や展示台などの基礎装飾や電気工事費は含まれない。
- 屋内会場における「基礎小間」、「ミニ小間」の出展小間料金は、「出展のご案内」に記載されたバックパネル、左右パネルの施工費のみを含むものとする。その他の装飾や電気工事費は含まれない。
- 海外出展社においても消費税は出展社の負担となる。

### 第16条 誠実義務

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

### 第17条 合意管轄

本規約（本出展規約）に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、主催者の所在地または主催者の指定する地域を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとする。この場合、日本の法規に従い、また本規約を含む関連の規程は日本語のものを基準として行うものとする。